こんなときにご相談ください

- ●医療に関して、どこに問い合わせた らよいか分からない。
- ●医師等の対応が気になる。
- ●医療に関して、疑問や不安がある が、医師に相談しづらい。
- ●医師から十分な説明が得られない。



相談にあたっての留意点

- ●医療機関と患者さんのトラブルについては、まず、当事 者間での話し合いが原則となります。
- ●医療内容の是非を判断する権限や、医療事故の責任の所 在を判定する権限はありません。
- ●ご相談の内容によっては、専門機関をご紹介します。
- ●症状に関する診断はできません。
- ●医療費(診療報酬)の内容やお薬の効能や副作用などに ついては専門の窓口をご案内します。

相談は、原則として県内の医療機関に関する医療相談が対象となります。

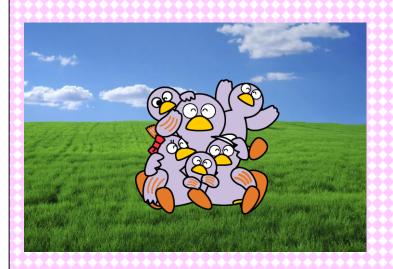
さいたま市・川越市・越谷市・川口市内にある医療機関 に関する相談は各市保健所の相談窓口へお問い合わせくだ さい。

その他の専門部署のご案内

- ●最寄りの医療機関や薬局のご案内 埼玉県医療機能情報提供システム http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/
- ●保険(医療費)に関する相談 国民健康保険の方
 - ・048-830-3361(埼玉県国保医療課) 社会保険の方
 - 048-851-3060 (関東信越厚生局)
 - 加入している保険組合
- ●薬に関する相談
 - 048-830-3637 (埼玉県薬務課)
- ●法律に関する相談
 - 0570-078374 (法テラス) (平日 9 時~21 時 土曜 9 時~17 時)
- ●救急病院・救急診療のご案内 埼玉県救急医療情報センター
 - 048-824-4199 (24 時間対応)
- ●救急電話相談 #7119 または 048-824-4199 (成人) #8000 または 048-833-7911 (子ども) (24 時間 365 日対応)



医療安全支援センターのご案内

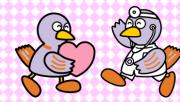


電 話 048-830-3541

月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時00分~16時00分(12時~13時を除く) (医師相談は予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。)

FAX 048-830-4802 E-mail a3530-01@pref.saitama.lg.jp 最寄りの保健所でも相談に応じます

埼玉県医療整備課医療安全相談窓口



患者さんのための3つの宣言について

3つの宣言とは? 次の3つの項目を、医療機関が自ら宣言し実践するというものです。

登録医療機関にはこの 宣言書が交付されます。 院内をご確認ください。



3つの宣言の事業概要について詳しくはこちらから

「患者さんのための3つの宣言」について-

宣言している医療機関は下記のリストで確認できます

3つの宣言登録病院一覧 令和4年3月31日現在

3つの宣言登録診療所一覧 令和4年3月31日現在

患者さんのための3つの宣言

当院では

- 1 十分な説明を行い、医療を提供します。
- 2 診療情報の開示に協力します。
- 3 セカンド・オピニオン (主治医以外の医師に 意見を聞くこと) に協力します。



コバトンクリニック 院長

☆埼 玉 県

令和 年 月

*** *** TC NV

医療機関をお探しの方は… 埼玉県医療機能情報提供システムをご利用ください

医療機能情報提供システムとは? 医療機関の場所や診療科目、診療時間など、条件検索ができます。

埼玉県 HP トップ 「困った時は」からアクセスできます。是非ご活用ください。



埼玉県医療機能情報提供システム HP アドレス

http://www.iryo-kensaku.jp/saitama/



※ホームページ画面です。

じょうずに医療を受けるための3つの心得

「患者さんのための3つの宣言」を活かすためには、患者さんもじょうずに医療を受けることが必要です。是非ご一読の上、参考になさってください。

医師との情報のキャッチボール

- ・医療はお医者さん任せではなく、患者さんも自分のことを考え、お医者さんに病歴・症状等を的確に伝えなければ、満足のいく結果が得られにくくなります。
- ・実際に受診する際には、お医者さんに伝えたい内容 をメモにまとめ、要領よく説明できるようにしましょう。

医師との信頼関係づくり

- ・お医者さんと患者さんは、病気やけがに対し共に 闘っていく立場にあり、信頼関係なしには医療は 成り立ちません。
- マナーを守り、お互いの信頼関係を高めていくことが大切です。
- ・迷惑行為などがあると、診察をお断りする場合もありますので、節度ある対応を心がけましょう。

最後は自分が決めるという意識

- ・患者さんは、どのような医療を受けるのかを自ら決めることができます。しかし、患者さんだけで最適な医療を選ぶことは困難です。
- ・そこで、信頼できるお医者さんにそれぞれの治療法 のメリット・デメリットを質問し、納得した上で治 療を受けることが大切です。



埼玉県のマスコットコバトン